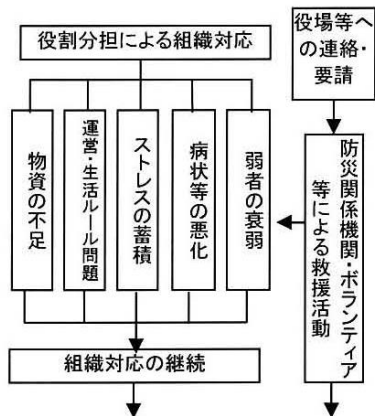


(3) 24～72 時間程度

避難所の問題状況の深刻化と、それに対する組織的対応(本部会議や班別活動)等をイメージします。

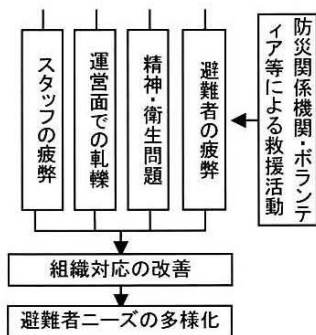


- ・「安渡地区津波対策本部」の体制開始(3/13～、救援物資班、施設管理班、防災警備班、燃料・機械班、給水給食班)【ヒ】
- ・本部会議の開催(第1回:3/15、議題は避難者の状況、行政等との連携、健康相談)【ヒ】
- ・[避難所運営で作業分担した人:47%(生活物資の調達・仕分け・配分、炊き出し等)、分担しなかった人:34%]【ア】。
- ・朝礼での各種情報提供(被害・応急復旧情報、行政情報、行事、注意等)【ヒ】
- ・傷病者等対応(肺炎、インフルエンザ等、救急車で搬送)
- ・必要設備等の製作(ガレキの活用)【ヒ】
- ・自衛隊による救援活動(3/13～、物資、給食、入浴、搜索、瓦礫等)【ヒ】
- ・避難者名簿は2日目に作成(1週間以上後にパソコンで管理)【ヒ】
- ・物資の流れ:自衛隊⇒津波対策本部⇒避難所⇒救援物資班⇒避難者【検】
- ・救援物資は、ある程度集まってから、平等に配分(救援物資班)。*物資の配分がとくに大変【検】
- ・在宅避難者、他の避難所等への対応(物資の配分等)
- ・避難所運営でとくに困ったこと:「生活物資 45%」、「生活環境 41%」、「運営ルール 28%」等【ア】。

⇒組織体制、運営方針・生活ルールをどう考えるか?

(4) 4日～1ヶ月程度

組織対応の改善と、関係者の疲弊、ニーズの多様化等をイメージします。

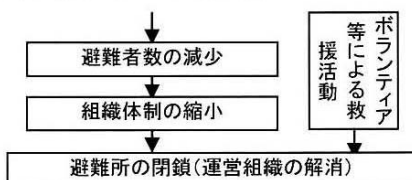


- ・医療・保健・衛生関係の救援等(3/15～、軽度医療、メンタルケア、健康相談、衛生管理等)【ヒ】
- ・ボランティア活動の受け入れ【ヒ】
- ・大槌町避難所代表者会議の開催(第1回:3/20、避難所間の連携等)【ヒ】
- ・ライフラインの救援(発電機、3/22 電話、3/23 水)【ヒ】
- ・救援物資が続々到着(ニーズとのギャップ、アクセス道路の重要性)【ヒ・検】
- ・食品の安全(食生活改善協議会)、食物アレルギー等への配慮(乳幼児、高齢者、女性等)【ヒ】
- ・避難者ニーズ多様化への対応(洗濯、入浴、プライバシー、散髪等)【ヒ】

⇒医療・保健・衛生面の問題、多様な避難者ニーズへの対応は?

(5) ～4・5ヶ月後(7/31)

避難者の減少に伴う避難所の縮小・閉鎖までの状況をイメージします。



- ・避難者の減少 →組織体制の縮小【ヒ】
- ・避難所の閉鎖(7/31)【ヒ】
- ・今後の避難所運営対策としてとくに大事なこと:「生活物資の備蓄 40%、情報収集・伝達手段の配備 33%、医療救護所の整備 23%、等」【ア】。
- ・今後は、在宅避難を前提にした避難所運営対策【検】
- ・避難と避難所運営をセットにした訓練【検】

⇒今後の避難所運営対策としてとくに大事なことは?

2) 避難所運営のルール

3.11での教訓等を踏まえ、避難所運営のルールを以下のとおり定める。

(1) 災害前

＜平常時の体制づくり＞

1. 災害時に「避難所運営本部」を有効に機能させるため、平常時から、「防災拠点本部」(本部長: 安渡町内会長)を設置し、避難所運営に関する協議や訓練を行うこと。
2. 安渡小学校跡地のコミュニティ施設を地域の避難所とし、古学校及び惣川の集会所を臨時避難所とすること。

(2) 津波到達後3時間程度

＜避難所の開設・受入＞

3. 避難所の開設判断は、夜間・休日の場合も考慮して、施設管理者だけでなく、町内会が主体的に対応できる仕組みを作ること(開設基準、判断の主体等)。
4. 防災拠点本部、施設管理者、区担当職員が協議して、避難所運営本部を設置すること。避難所運営本部には、本部長の下に、総務・情報班、施設管理班、物資・燃料班、救護・救援班を設置すること(但し、災害後に班の新設・変更はありうる)。
5. 避難者受入のため、建物の被害点検を行い、必要に応じて、被害箇所の応急処置(片付け、養生、立ち入り禁止の張り紙等)を行うこと。
6. 避難してきた避難者等に対して、負傷者・要援護者、避難所運営に協力できる人、待機する人などの目的に応じた集団化(「目的集団化」)を図ること。

＜在宅避難者への対応＞

7. 住宅被害を免れた住民には出来る限り自宅での生活を継続してもらうこととし、運営本部は在宅避難者に対し、物資や情報等を供給する仕組みを作ること。

＜初動期の組織体制＞

8. 初動期の組織体制は、4.の役割分担を基本としつつも、役員が参集できない場合や想定外の活動に対して柔軟な対応が求められる。そのため、平常時から、多様な運営シナリオと訓練を繰り返し、災害対応力の向上を図ること。

＜初動期の対応＞

9. 初動対応での優先業務としては、安否確認、食料確保、傷病者対応、ライフライン確保等が重要であり、それらの事前準備・備蓄を図ること。但し、優先業務が時間によって変化することにも留意すること。
10. 傷病者や要援護者の安否確認や保護、応急処置、生活支援等を優先的に行うこと。
11. 生活物資の不足が最大の問題の一つであったため、平常時からトイレ・水・発電機・燃料・生活物資・資器材等の備蓄や、事業所・住民との協定等を進めること。なお、沢水や受水槽・浄化槽の活用、井戸水へのポンプ設置、手造り工作物など、地区にあるものの活用方法を発掘しておくこと。

(3) 3～24 時間程度

＜施設利用＞

12. 災害時に必要な施設用途として、生活場所、会議室、救護所、物資の保管場所、調理室、炊き出し、仮設トイレ、たき火、ゴミの場所等を想定すること。コミュニティ施設の整備においては、平常時の文化・教養機能等との整合を図りながら、防災機能の充実を図ることを町に要望すること。
13. 物資や情報等の流れを円滑に進めるため、避難所の生活場所毎に「生活班」を設定し、班長を決めること。
14. トイレの設置は組立式や便袋など多様な手段を用いて迅速に行い、トイレの利用・清掃・処分は避難者でルールを決め分担すること。

＜情報収集・伝達＞

15. 運営上必要な避難者情報について、受入後出来るだけ速やかに、名簿の作成を行い、継続的に更新すること(名簿の記入例:氏名、性別、住所、避難所の生活場所区分、公開の可否、入退所日等)。
16. 避難者が必要とする情報について、町役場や関係団体等から速やかに収集し、朝礼や貼り紙などを用いて提供すること(情報例:災害・余震、被害・安否、町の応急対策、物資・ライフライン等の供給、避難所の施設配置、作業当番等)。

(4) 24～72 時間程度

＜避難所の円滑な運営＞

17. 避難所運営本部の円滑な運営のため、本部会議・班別会議の開催等を通じて、運営班長との調整、生活班長や在宅避難者との連携を図ること。
18. 物資等の配分は、要援護者等に優先的に配慮にし、健常者には公平に行うこと。
19. 3.11 では避難所運営や生活をめぐるトラブルは少なかったが、今後の円滑な避難所運営のため、運営ルール、生活ルールを策定すること。また、状況に応じて適宜修正すること。
 - ①運営ルール:人・モノ・情報・空間などの資源調達・配分・管理の方法等の決まり。
 - ②生活ルール:生活時間、生活空間の使い方、生活マナー(ゴミの分別の徹底、身の回りの清掃、飲酒・タバコ等)、プライバシー等の決まり。

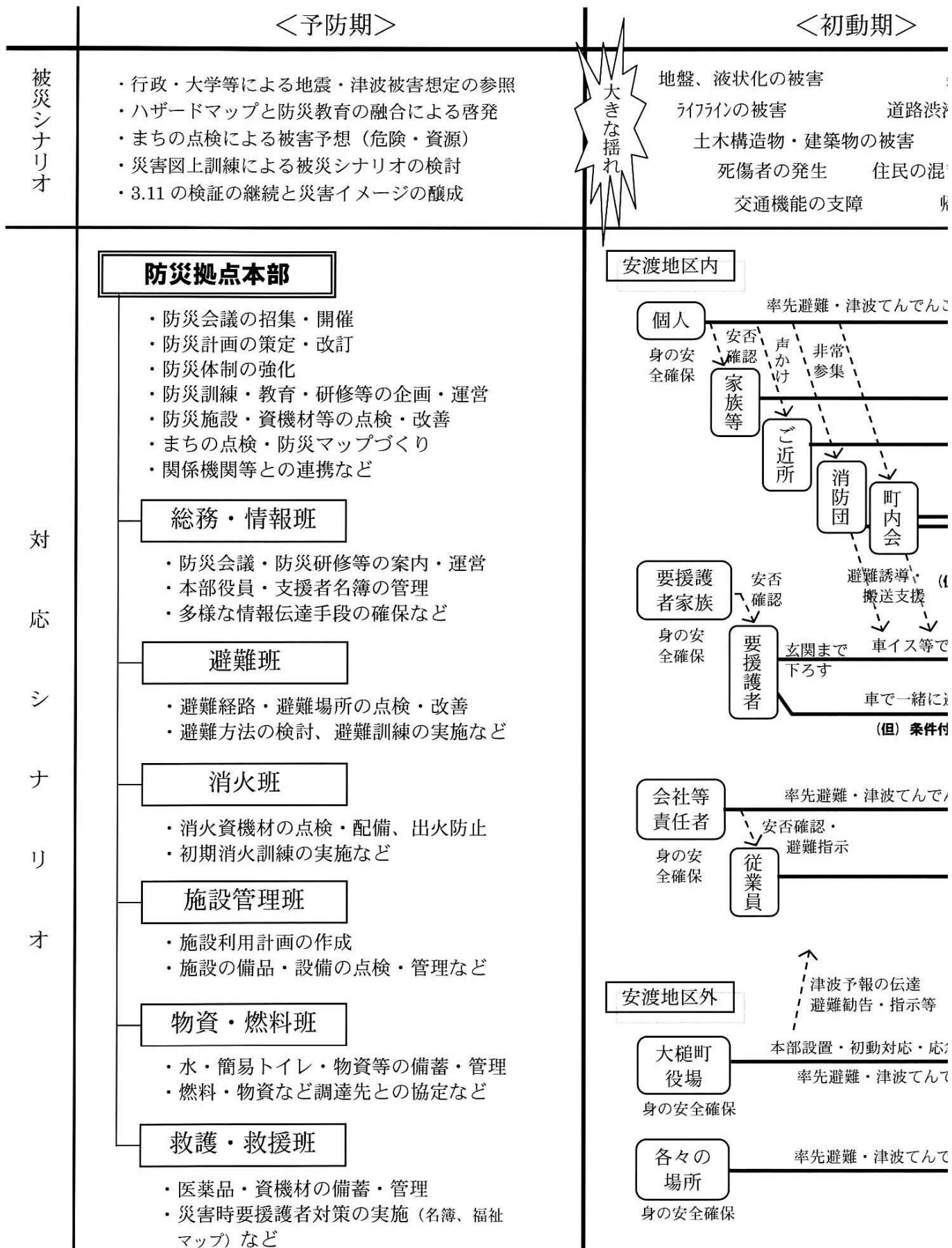
(5) 4日～1ヶ月程度

＜避難者ニーズの多様化と縮小＞

20. 傷病者への応急救護、病院への移送等の医療救護体制を構築するため、事前に町と協働で検討しておくこと。
21. 避難生活の継続に伴い、感染症予防、健康相談、心理カウンセリング等、保健・衛生面での対応が求められることから、事前に町と協働で検討しておくこと。
22. 時間とともに、避難者の生活ニーズが多様化することから、温かい食事、寒さ、暑さ、風呂、洗濯など、継続的にニーズ把握と対応の準備を行うこと。
23. 避難者の減少に合わせて、避難所運営の体制等を徐々に縮小・合理化するなど、施設利用の平常化に向けた対応についても、事前に検討しておくこと。

■ 2 安渡町内会の防災組織図 ■■■

＜初動期＞は、率先避難と声かけをしながら「てんでんこ」で間の調達・配分・管理等を一致協力して行う。＜予防期＞は、



こ」で高台に避難する。＜避難生活期＞では、避難所運営本部を設置し、避難所運営のための人・モノ・情報・空間は、防災拠点本部を設置し、避難行動、避難所運営等に関わる自助の啓発、共助の計画・訓練等の備えを行う。



■ 3 今後の予防対策 ■■■

（1）基本的な考え方

◎3.11の教訓・ルール（「安渡地区津波防災計画」）にもとづく地域防災力の向上

「東日本大震災の教訓を次世代に継承する」ため、3.11の教訓・ルールをいかに予防対策に盛り込み、地区住民に啓発・継承し、実行性を高めていけるかが永遠の課題である。そのため、その啓発・継承の仕組みを絶えず検討すると同時に、安渡地区における防災教育や防災訓練等の予防対策を工夫・継続し、地域防災力の向上を図る。
→具体的には、1）地域や学校での防災教育の活性化、2）想像力・実行力を高める防災訓練の絶えざる工夫、3）今後益々の高齢社会に向けた災害時要援護者支援対策の検討、4）「大槌町地域防災計画」への反映等を行う。

（2）今後の主な検討事項

1）地域や学校での防災教育の活性化

- 3.11や過去の様々な記録にもとづく「安渡アーカイブ化プロジェクト」（仮）の推進
- 語り部・現地ガイド等による災害経験の伝承
- 地域の歴史や文化、地域・地形等の学習
- 「地区防災計画」の普及啓発・講義

2）想像力・実行力を高める防災訓練の絶えざる工夫

- 「地区防災計画」（避難行動・避難所運営のルール等）の検証を狙いとする各種防災訓練、避難～本部の開設・運営・情報伝達等を目的とする総合防災訓練の企画・運営
- 大槌町、消防署、消防団、警察署、学校、産業・福祉事業者、隣接町内会等との連携

3）今後益々の高齢社会に向けた災害時要援護者支援対策の検討

- 「要援護者支援に関わるルール」にもとづく、要援護者・支援者の名簿登録、福祉マップづくりのあり方、共助による個別支援内容の具体化等を検討する。
- 要援護者支援避難誘導訓練：「要援護者支援に関わるルール」の検証を狙いとする各種防災訓練の企画・運営

4）「大槌町地域防災計画」への反映、その他

- 「地区防災計画」を「大槌町地域防災計画」に反映するため、大槌町との懇談会を開催する。
- 脆弱性の可視化（標高や海岸線からの距離等）、ハザードマップの開示方法など、必要に応じて適宜検討する。